



登録有形文化財登録証

令和4年2月17日 登録

登録番号第23 - 0564号

朝日神社透塀（蕃塀） 一棟

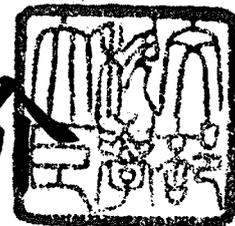
木造、銅板葺、延長4.5m

上記の文化財を文化財保護法第57条第1項の規定により
文化財登録原簿に登録したことを証する。

令和4年2月17日

文部科学大臣

末松 信介



所有者の氏名又は名称	朝日神社
所有者の住所	愛知県名古屋市中区錦三丁目22-21
登録有形文化財の所在の場所	愛知県名古屋市中区錦三丁目2219-1
交付又は再交付の年月日	令和4年2月17日

変更事項	変更後の所有者の氏名又は住所等	変更の年月日

備考

次の場合には、文化財保護法の規定により、登録証を添えて届け出なければならないことになっています。

1. 登録有形文化財の所有者が変更したとき。
2. 登録有形文化財の所有者がその氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。
3. 登録有形文化財の所在の場所を変更しようとするとき。